

社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 身体拘束等の適正化のための指針

当事業所における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

1. 身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。本会では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(2) 身体拘束の原則禁止

【禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者等本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならない。

2. 身体拘束適正化を図る体制

本会では、身体拘束の廃止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し、身体拘束適正化委員会(以下「委員会」という)を設置し、虐待防止委員会と一体的に運営する。委員会は年に1回以上開催するものとし、関係する職種等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。さらに会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合がある。

3. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のための研修を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、内容によっては、身体拘束適正化のための研修及び虐待防止研修と同時に実施する。

- ① 定期研修 年1回以上
- ② 新任研修 随時

4. 本会内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を虐待防止受付担当者に通報し、委員会に報告するものとする。

5. 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

本人又は他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

① 虐待防止委員会の開催

虐待防止委員会を開催し、身体拘束による利用者の心身の損害や、身体拘束をしない場合のリスクについて検討し、緊急やむを得ない場合(3要素)に全て該当するかを確認する。その上で、身体拘束を行うことに決した場合は、身体拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、利用者本人、家族等に対する同意書(指針第1号様式)を作成する。ただし、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し、利用者の態様や介護の見直し等により、身体拘束の解除に向けて取り組むものとする。

② 利用者本人や家族等に対する説明及び同意

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め利用者本人、家族に同意を得る。

また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人、家族等に対して説明し同意を得た上で実施する。

③ 記録及び保存等

身体拘束を実施した場合は、虐待防止委員会の議事録（指針第2号様式）を作成するとともに、その対応及び時間、日々の心身の状態等を観察し、緊急やむを得ない身体拘束に関する利用者の日々の態様記録（指針第3号様式）を作成し記録するものとする。

この記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

拘束の実施後は、記録をもとに虐待防止委員会を開催し、身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。身体拘束の必要性がなくなった場合は、速やかに解除し、本人、家族等へ報告する。

6. 利用者等に対する指針閲覧に関する基本方針

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者本人、家族が閲覧できるように事業所への掲示や本会ホームページへ掲載する。また、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

附 則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。